



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2022.4.1 Ver.8)



はじめに

新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。学校においては、児童生徒等の学びを保障するため、長きにわたり、校長のリーダーシップのもと、養護教諭の専門性を生かし、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携しつつ、教職員一丸となって、感染症対策と教育活動の両立に大変な御尽力をいただいております。初めに、これら関係者の皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知。令和4年4月1日改訂）において、持続的な学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、令和4年3月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

目 次

第1章 新型コロナウイルス感染症について	4
1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析	4
2. 新型コロナウイルス感染症の子供への感染に関する特徴	11
3. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	13
4. 地域ごとの行動基準	16
5. 設置者及び学校の役割	19
(1) 教育委員会等の役割	19
(2) 学校の役割	19
6. 家庭との連携	20
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	21
1. 児童生徒等への指導	21
2. 基本的な感染症対策の実施	22
(1) 感染源を絶つこと	22
(2) 感染経路を絶つこと	24
(3) 身体全体の抵抗力を高めること	31
3. 集団感染のリスクへの対応	33
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	33
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	37
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	40
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	43
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	43
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	44
5. 新型コロナワクチンと学校教育活動について	44
6. 出席停止等の取扱い	45
7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等	47
8. 教職員の感染症対策	48

9. 有効な感染症対策事例の把握	49
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	50
1. 各教科等について	50
2. 儀式的行事	52
3. 修学旅行等における感染症対策	53
4. 部活動	53
5. 給食等の食事をする場面	56
6. 図書館	57
7. 清掃活動	57
8. 休み時間	58
9. 登下校	58
10. 健康診断	59
11. 子供の居場所における対策との連携	60
第4章 感染が広がった場合における対応について	61
1. 衛生主管部局との連携	61
(1) 地域の感染状況の把握	61
(2) 地域の保健所等による積極的疫学調査の方針の確認	63
2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	63
3. 臨時休業の判断について	65
(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について	66
(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について	67
(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について	67
4. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導について	73
5. 地域住民や保護者等への情報提供について	74
第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について	76
第6章 寮や寄宿舎における感染症対策	78

別添資料

資料 1. 関係法令抜粋

資料 2. (事務連絡)「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和 2 年 5 月 21 日)

資料 3. (事務連絡)「学校の水泳授業における感染症対策について」(令和 3 年 4 月 9 日)

資料 4. (事務連絡)「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」(令和 4 年 3 月 1 日)

資料 5. (事務連絡)「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」(令和 2 年 5 月 13 日)

資料 6. (文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長通知)「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和 3 年 4 月 30 日)

資料 7. (保健教育指導資料) 新型コロナウイルス感染症の予防

資料 8. 「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」

資料 9. 「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」(2021 年 10 月 31 日版)

資料 10. 「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」

資料 11. 「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用法」

資料 12. 「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」(令和 2 年 8 月 25 日)

資料 13. 「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

資料 14. 「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」((地独)北海道立総合研究機構作成リーフレット)

資料 15. (文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・スポーツ庁次長通知)「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和 2 年 9 月 3 日)

資料 16. (文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知)「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和 2 年 12 月 10 日)

資料 17. 「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」

第1章 新型コロナウイルス感染症について

1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である令和2年3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行いました。

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に速やかな報告を求めている、学校が本格的に再開し始めた6月1日から令和4年2月28日までの間、児童生徒等 429,898 人、教職員 32,570 人の感染の報告がありました。

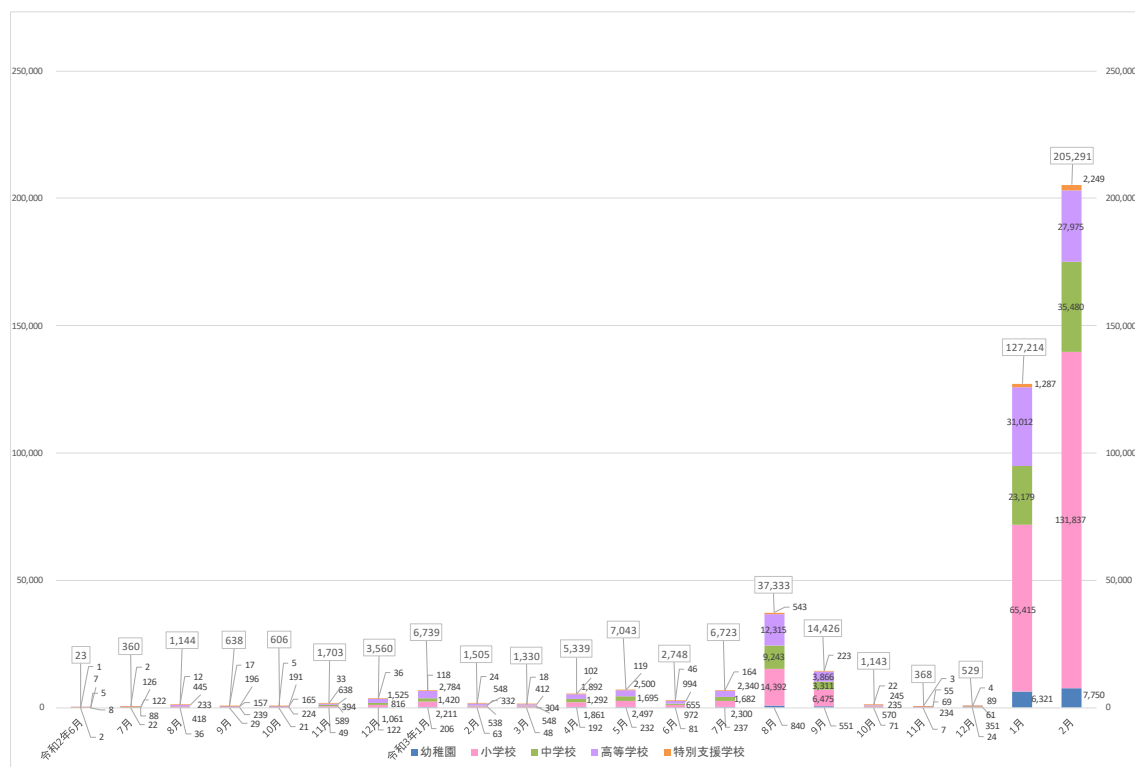
我が国において、新型コロナウイルス感染症の流行の波は数次発生していますが、学校関係者における感染状況についても基本的には同様の傾向を示しています。特に、強い感染力を持つオミクロン株の影響を受けた令和4年1月頃からの感染拡大期においては児童生徒等の感染者数も大きく増加しました。

これまでの感染事例について、感染経路や学校関係者への広がり状況をみると、次のとおりです。（なお、文部科学省ホームページにおいて最新の児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況を公開しています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#a005))

＜児童生徒等の感染者の推移＞

※令和2年6月1日～令和4年3月7日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和4年2月28日までのものを集計



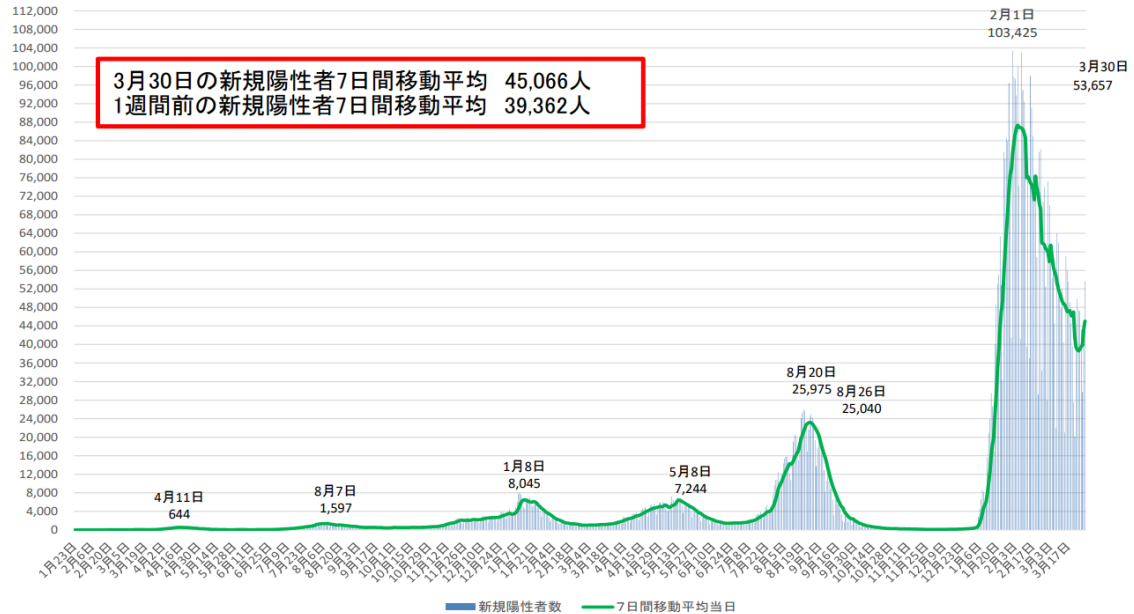
※陽性診断日で月ごとに集計

※陽性診断日、学校種について報告のないものは含めていない

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

令和4年3月30日24時時点



- ※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
 ※2 令和2年5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。
 ※3 各自治体のプレスリリース及びHER-SYSデータを基に集計しているため、自治体でデータの更新が行われた場合には数値が変動することとなる。

※厚生労働省発表資料より

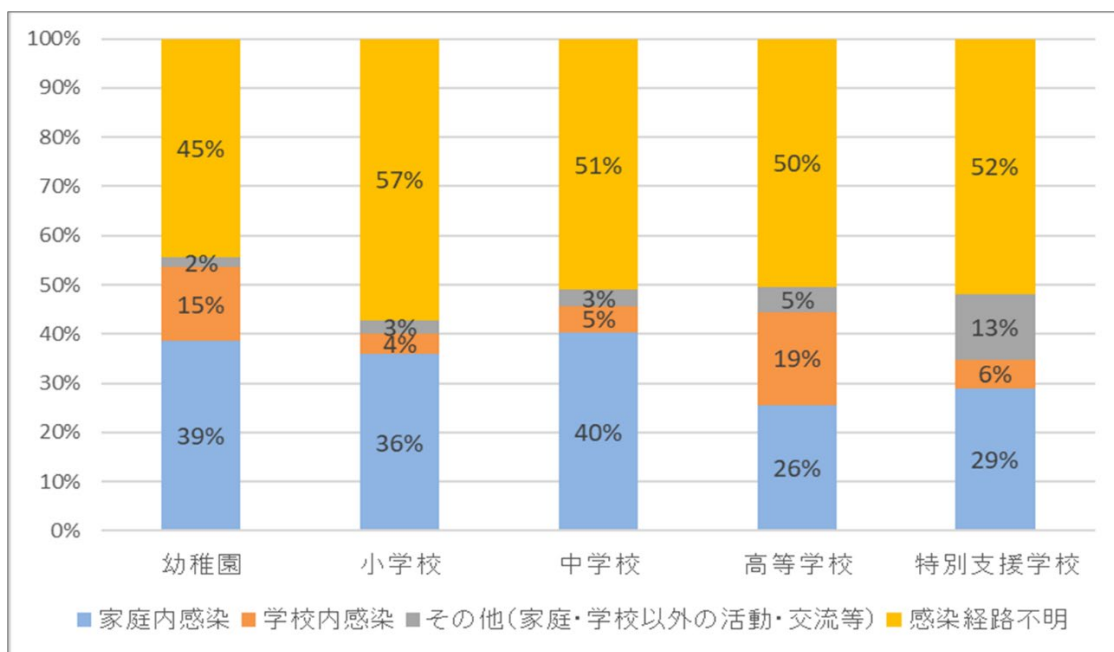
(1) 児童生徒等の感染状況

感染経路については、特に感染力の強いオミクロン株の影響を受けた令和4年1月以降「感染経路不明」の割合が高まり、すべての学校種を通じて「感染経路不明」が最も高い割合となっており、次いで「家庭内感染」が多くなっています。また、幼稚園及び高等学校は「学校内感染」もそれぞれ15%、19%と、他の学校種と比較して高い割合となっています。

「学校内感染」の経路の詳細を見ると、幼稚園や小学校では「同一クラス」の事例が大半を占める一方、中学校や高等学校では「同一部活動」の事例が占める割合が高くなっており、また、高等学校では「寮・寄宿舎」の事例も一定の割合を占めています。「その他」の経路の詳細を見ると、小学校等では「児童クラブ等」での事例も確認され、また、高等学校へと学校段階が上がるにつれて「友人関係」の事例の割合も増えていきます。特に高等学校では生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう、学校においてしっかりと指導するとともに、学校内でも、教員の直接的な監督下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、感染対策について生徒自ら留意するよう、指導することが必要です。

<児童生徒等の感染経路>

※令和2年6月1日～令和4年3月7日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和4年2月28日までのものを集計

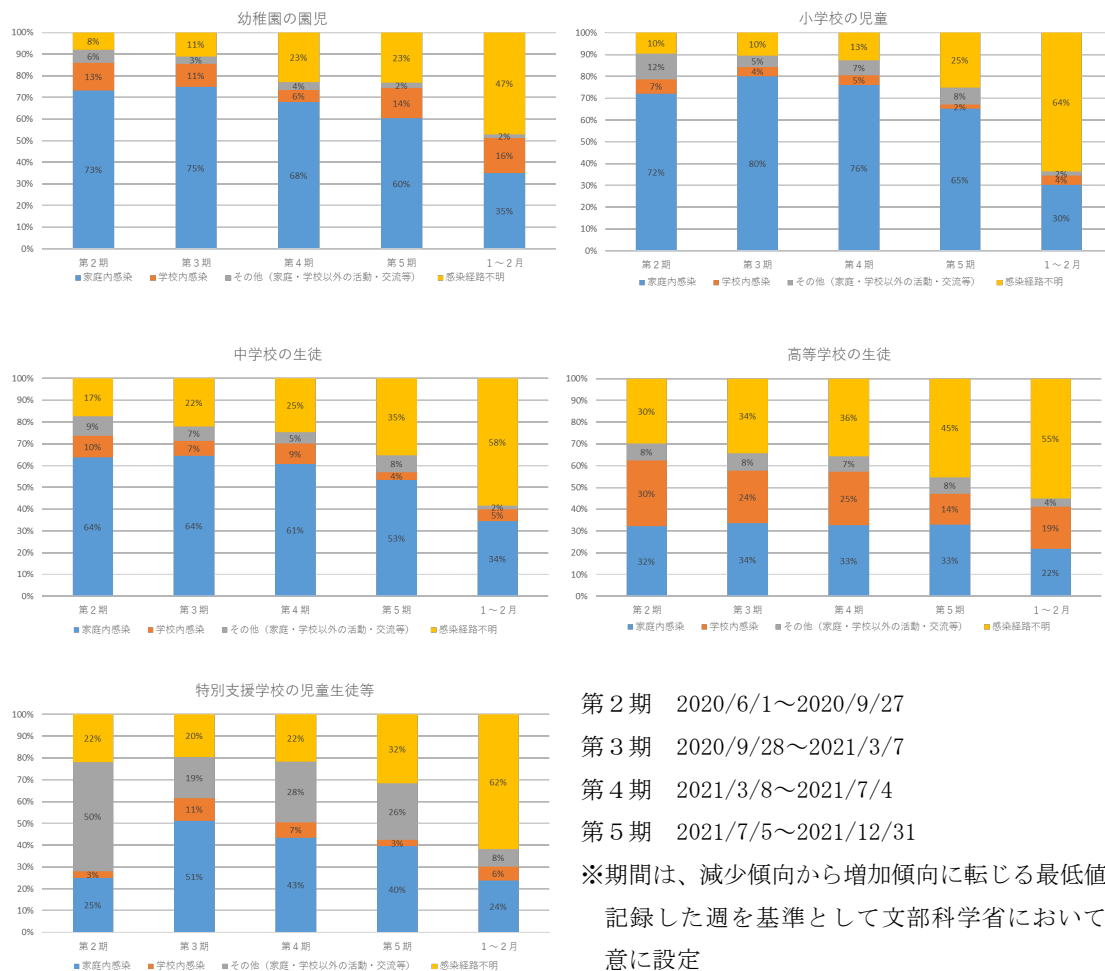


※学校種、感染経路について報告のないものは含めていない

< 学校種別感染経路の推移 >

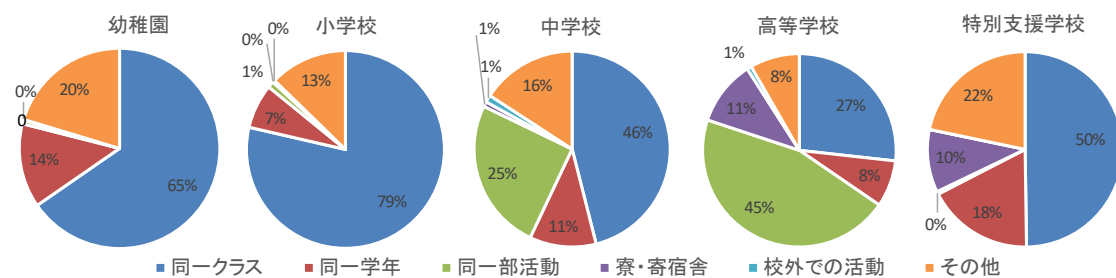
※令和2年6月1日～令和4年3月7日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和4年2月28日までのものを集計

※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない



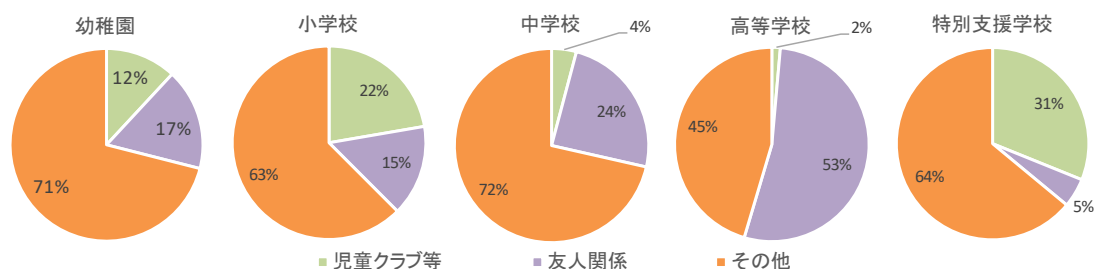
< 児童生徒等の学校内感染の経路の詳細 (令和4年1月1日～2月28日) >

※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない



<児童生徒等のその他の感染経路の詳細（令和4年1月1日～2月28日）>

※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない



（２）教職員の感染状況

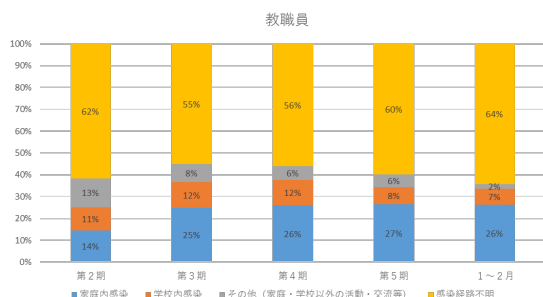
教職員の感染経路の推移を見ると、「感染経路不明」が最も多いという傾向に大きな変化は見られず、令和4年1月～2月の状況を見ると、「感染経路不明」が64%、「学校内感染」は7%となっています。

教職員の感染経路の詳細を見ると、「同一クラス」の事例が最も多くなっていますが、「同一部活動」や「職員室」における事例等も一定の割合を占めています。

<教職員の感染経路の推移>

※令和2年6月1日～令和4年3月7日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和4年2月28日までのものを集計

※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない



第2期 2020/6/1～2020/9/27

第3期 2020/9/28～2021/3/7

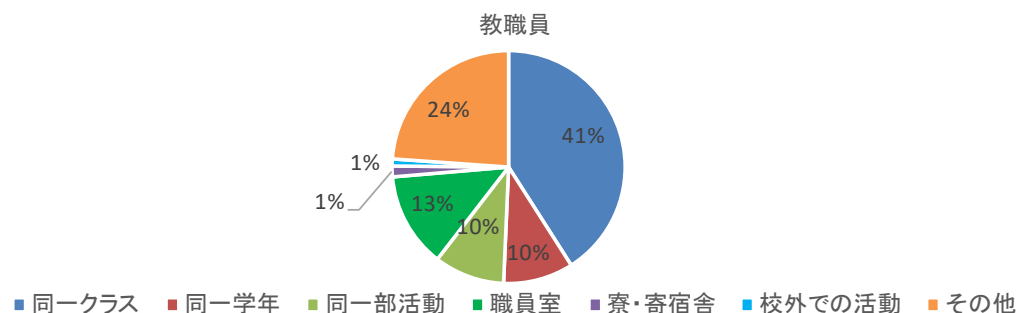
第4期 2021/3/8～2021/7/4

第5期 2021/7/5～2021/12/31

※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

<教職員の学校内感染の経路の詳細（令和4年1月1日～2月28日）>

※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない



（３）同一の学校において複数の感染者が確認された事例の状況

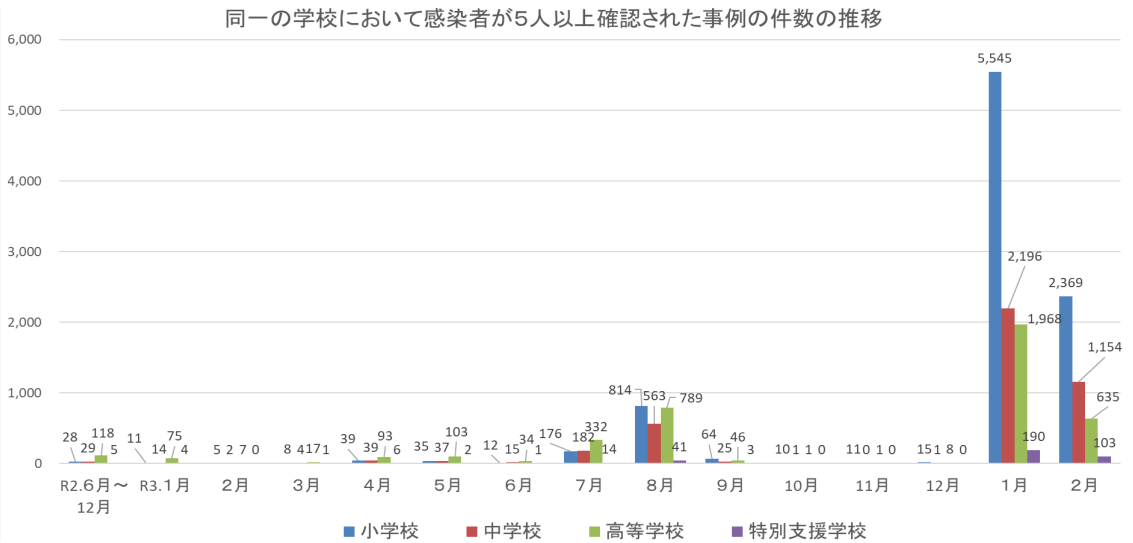
同一の学校において５人以上の感染者が確認された事例は 18,001 件ありました。

さらに、この 18,001 件の内訳をみると、小学校 9,142 件、中学校 4,262 件、高等学校 4,227 件、特別支援学校 370 件であり、特に感染力の強いオミクロン株の影響を受けた令和４年１月以降は小学校における件数が増えていることに留意が必要です。

＜表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例＞
※令和２年６月１日～令和４年３月７日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和４年２月２８日までのものを集計
※複数の感染者が同時期に確認されたものを集計。ただし、それぞれの家庭内で感染した児童生徒が同一学校にいる場合などを除く。

学校種	発生件数	感染者数					
		５人以上１０人未満		１０人以上２０人未満		２０人以上	
小学校	9,142	3,291	36%	2,225	24%	3,626	40%
中学校	4,262	2,064	48%	1,242	29%	956	22%
高等学校	4,227	1,758	42%	1,254	30%	1,215	29%
特別支援学校	370	193	52%	101	27%	76	21%
合計	18,001	7,306	41%	4,822	27%	5,873	33%

＜同一の学校において感染者が５人以上確認された事例の件数の推移＞
※令和２年６月１日～令和４年３月７日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和４年２月２８日までのものを集計
※５人以上の感染者が同時期に確認されたものを集計。ただし、それぞれの家庭内で感染した児童生徒が同一学校にいる場合などを除く。
※最初に陽性が確認された児童生徒等の陽性診断日を基準として各月に計上。



2. 新型コロナウイルス感染症の子供への感染に関する特徴

新型コロナウイルス感染症の小児例は無症状者／軽症者が多いとされていますが、重篤な基礎疾患を認める場合は重症化に注意する必要があるとされています¹。また、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合²や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります³。

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスについては、令和4年3月現在において、オミクロン株と言われる変異株が日本を含む世界各地で主流となっています⁴。オミクロン株については、それ以前に流行したデルタ株よりも感染性が高く、再感染リスクの増加やワクチンの効果を弱める可能性があると言われていますが、入院リスクや重症化リスクは低い可能性があると言われています⁵。

このほか、年代別の感染動向など、国全体の新型コロナウイルス感染症の動向については厚生労働省ホームページにおいて公表されています⁶ので御参考としてください。

¹ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第7.0版

² 「重症化する人の割合」は、新型コロナウイルス感染症と診断された症例（無症状を含む）のうち、集中治療室での治療や人工呼吸器等による治療を行った症例または死亡した症例の割合。

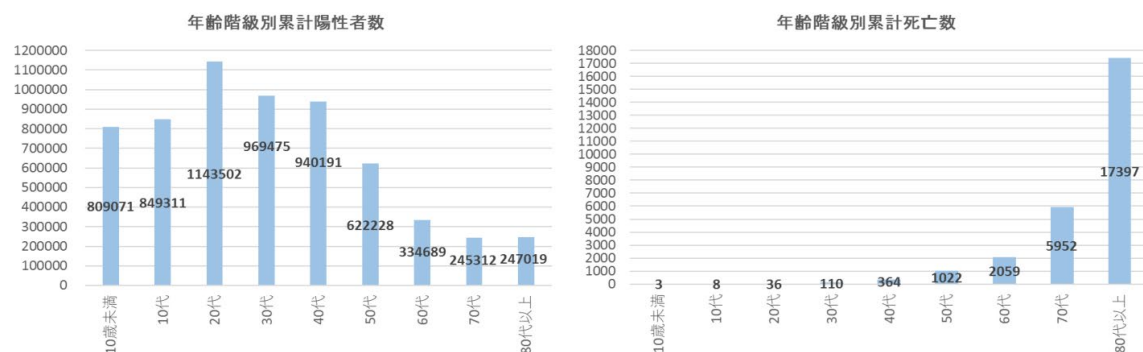
³ 「（2022年3月版）新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（厚生労働省）

⁴ 同上

⁵ 新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応等（令和4年3月30日 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料）

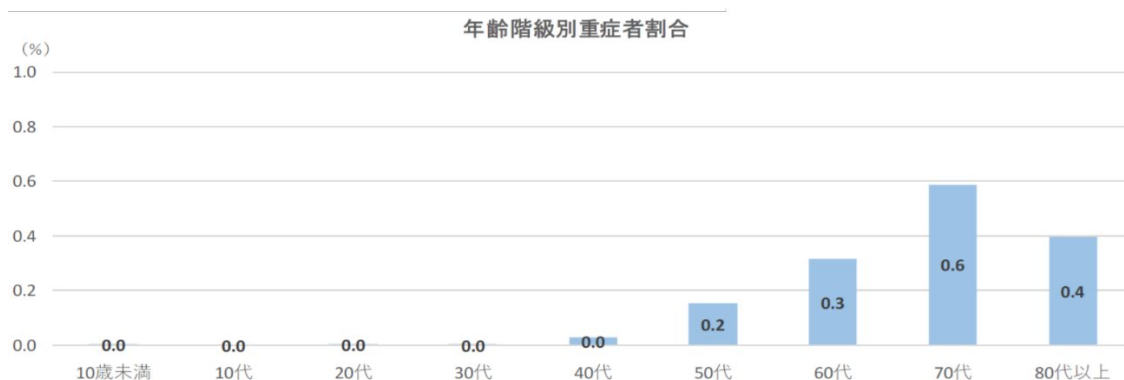
⁶ <https://covid19.mhlw.go.jp/>

＜新型コロナウイルス感染症の国内発生動向＞ ※厚生労働省発表資料より



※令和4年3月29日24時時点

※現在厚労省HPで毎日更新している陽性者数・死亡者数は、各自治体がウェブサイトで公表している数値を積み上げたものである。これに対し、本「発生動向」における陽性者数・死亡者数は、この数値を基に、厚生労働省が都道府県に詳細を確認できた数値を集計したものであるため、両者の合計数は一致しない。



※令和4年3月22日24時時点（累計ではない。令和4年1月以降の感染拡大期以降において重症者数が多かった時点のものとしてこの時点の情報を掲載。）

※重症者割合とは、年齢階級別にみた重症者数の入院治療等を要する者に対する割合（ただし、重症者割合については、入院治療等を要する者の年齢構成が把握出来ている都道府県のみについて計算したもの）

3. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

これまでの新型コロナウイルス感染症に関する現状を踏まえると、学校においては、感染リスクの高い活動に注意しつつ、時々地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底し、学校教育活動を継続していくことが重要です。

具体的には、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

また、変異株であっても基本的な感染予防対策は従来株と変わらず、3密や特にリスクの高い5つの場面⁷の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどが推奨されています⁸。感染者を一人でも多く減らしていくため、適切な危機意識を持って、感染症対策に取り組んでいく必要があります。

また、どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処ができるよう、地方自治体内での教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。また、新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に置かれた「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の「議論のとりまとめ」においても、差別・偏見等の防止に向けた取組の強化が挙げられています。さらに、令和3年2月13日に施行された改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」とします。）では、第13条において、差別的取扱い等の防止に係る規定が設けられました。⁹

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に

⁷ ①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わりの5つの場面が挙げられています（次注釈参照）。

⁸ 「（2022年3月版）新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（厚生労働省）

⁹ 内閣官房では、偏見・差別を防止するためのリーフレットを作成しています。

https://corona.go.jp/emergency/pdf/henken_sabetsu_20210311.pdf

向けた大臣メッセージ（別添資料1 2）を公表したほか、子供たちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成しています（別添資料1 3「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」）。

また、厚生労働省では、感染したことを責めるのではなく、支え合う社会を目指すために、感染対策の正しい理解と差別偏見防止を目的とした「広がれありがとうの輪」プロジェクトを実施しています。

子供たちの感染は継続しており、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、いつでも差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象となり得るものであることを、学校関係者は認識しておくことが重要です。

このため、これらを適宜学校での指導等に活用し、差別・偏見等の防止に向けた取組を進めていただくようお願いします。また、保護者や地域社会への啓発も大切ですので、教育委員会等と学校が連携して取り組んでいただくようお願いします。



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



#広がれありがとうの輪
STOP! 感染拡大
— COVID-19 —

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_6

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日・6月19日改訂) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をすると、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の**回避(密集、密接、密閉)**
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

4. 地域ごとの行動基準

特措法に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません（第4章参照）。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細かに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続することが重要です。このような考えから、地域の感染状況に応じた行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。また、ウイルスの変異によっては状況が変化する可能性も想定しておく必要があります。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ、児童生徒等や教職員が「新しい生活様式」の実践ができるよう取り組んでいくことが必要です。

なお、この行動基準は、令和4年3月時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル 3	できるだけ 2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル 2	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	↓ 収束局面 感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑ 拡大局面 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル 1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言 (※) における分類	
レベル 3	レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル 2	レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル 1	レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

- ※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。
- ※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類との対照表を参考としつつ、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断してください。その際、年代により異なる感染状況等を踏まえ、地域全体の感染レベルとは別に、学校に関する感染レベルを判断することが考えられます。

＜公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例＞

- ① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。
- ② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。
- ③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。
- ④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

5. 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会等の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

- ① 地方自治体の衛生主管部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。
- ③ 学校の感染事例を集約し、域内に対応策を周知するとともに、都道府県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。
- ④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

(2) 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

6. 家庭との連携

第 1 章で見たように、児童生徒等の感染経路についてはすべての学校種で「感染経路不明」に次いで「家庭内感染」が最も高い割合となっています。このため、学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に未診断の発熱などの症状がある場合には、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。（第 1 章 3. 「新しい生活様式」の実践例を参照願います。）また、PTA 等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。特に、長期間学校を離れる長期休業に入る前に、当該期間の過ごし方に関して協力を呼びかけることも重要です。

なお、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、感染症対策のための動画やポスター・チラシをホームページ¹⁰で公表しています。ご家庭における感染症対策の理解・協力を得るに当たり、積極的に活用してください。

¹⁰ 新型コロナウイルス感染症対策「スマートライフのために」 (<https://corona.go.jp/prevention/>)

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要です。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要があります。引き続き、必要な場面でのマスクの適切な着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めるようお願いします。（必ずしも窓を広く開ける必要はありません。また、常時換気が難しい場合は、こまめに換気してください。二段階換気（3.（1）⑦イ）に後述）も、室温変化を抑えるのに有効です。）

なお、冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となりますが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組みましょう。

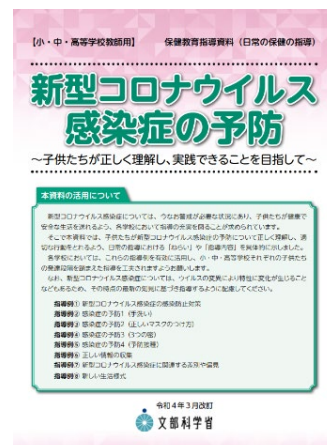
1. 児童生徒等への指導

学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなります。そのため、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ☐ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ☐ マスク
- ☐ マスクを置く際の清潔なビニールや布等



文部科学省 HP 掲載

2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

① 発熱や咳等の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱や咳等の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も登校させないことが考えられます）。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入してください。

この際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であり、軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断することが重要です。なお、こうしたことに関する診断について、特段診断書等の提出を求める必要はありません。

② 登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」¹¹などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

¹¹ 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

③ 登校時に発熱等の症状が見られた場合

発熱等の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。また、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。

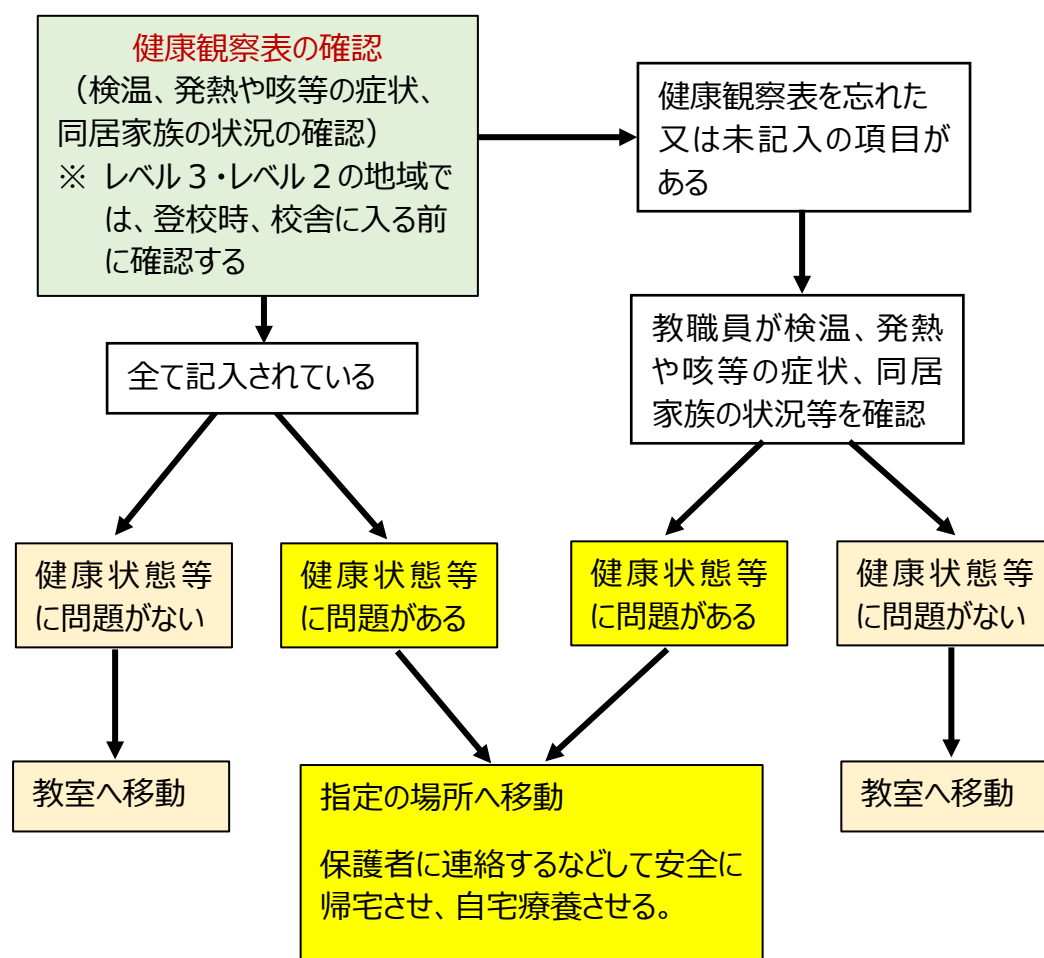
なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまる必要があるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

（抗原簡易キットの活用について）

抗原簡易キットは抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、その特性として、結果をその場で得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に早期発見のために有用とされています。令和3年度には文部科学省から各学校等に対して抗原簡易キットを配布しています（使用期限を確認してください）。この検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定しています。児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則ですので、引き続きこの対応を徹底して下さい。そのうえで、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられます。その他文部科学省から配布した抗原簡易キットの具体的な活用方法等については手引きを確認してください¹²。

¹² https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00140.html

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています。

感染経路を絶つためには、基本的な感染対策（3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気等）が大切です。以下①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒について解説します。

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



（出典：厚生労働省ホームページ）

①手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする

関係者の間でも徹底されるようにします。

**石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。**



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(参考文献：感染症学雑誌，80:496-500,2006 から作成)



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



給食（昼
食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのばすようにこすります。

③



指先・爪の間を念入りにこすります。

④



指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗います。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



※アルコール製剤などによる手指消毒の際は、色々なところに触れる「指先」
を念入りにするとよいでしょう。

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが¹³が、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

このため、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、教員業務支援員や地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられます。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教員ではなく、教員業務支援員等の活用や業務委託等を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要です。

学校の設置者及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させる

¹³ 「消毒」は、「医薬品、医薬部外品」の製品に記され、「医薬品、医薬部外品」以外の製品には「除菌」と記されていますが、「除菌」と記載された製品でも実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もあります（一部の洗剤や漂白剤など）。本マニュアルでは、細菌やウイルスを無毒化することを「消毒」として記載しています。

ことは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び抵抗力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認します。¹⁴
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。

2) 消毒の方法等について

- ・ 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用します。それぞれ、経済産業省

¹⁴ 「（参考）消毒の方法及び主な留意事項について」（後掲）参照

や厚生労働省等が公表している資料等¹⁵や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用してください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

- ・ 空間中のウイルス対策については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）¹⁶において、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。各製品が健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません」とされています。その他空間噴霧については、同特設ページ及び「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」¹⁷（厚生労働省ホームページ）を御確認ください。
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・ 換気を十分に行います。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）

¹⁵ 別添資料 8～11 参照。

¹⁶ 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

また、上のホームページの補足として、厚生労働省より以下の事務連絡が出されていますので御参考としてください。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（令和 3 年 10 月 21 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000847909.pdf>

¹⁷ 厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」「問 人がいる空間での消毒剤の空間噴霧は行ってはいけないのですか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-5

を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにします。

- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており¹⁸、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。
- ・消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、感染者が使用したと考える場合は消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用します。

(3) 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されています(第2章5. 参照)。



¹⁸ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われていています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1
「新型コロナウイルスについて 問1」より)

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について※¹

	消毒用 エタノール	一部の界面活性剤※ ²	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	次亜塩素酸水※ ³	亜塩素酸水※ ¹
使用方法	消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	【住宅・家具用洗剤】 - 製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 - 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする	0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため） - 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 - 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照（別添資料10）	- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 - 拭き掃除には有効塩素濃度80ppm以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度35ppm以上のものを使用 - 汚れをあらかじめ落としておく - 拭く対象物に対して十分な量を使用 - 流水で掛け流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う - きれいな布やペーパーで拭き取る	- 有機物が存在する環境下での使用が想定されている 【清拭する場合】 - 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと）する - その後、水気を拭き取って乾燥させる 【浸漬する場合】 - 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる 【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】 - 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上の溶液をまく（数分以上置くこと） - ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする				
	- 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける。 - 換気を十分に行う	パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（別添資料8）	- 必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） - 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 - 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない - 換気を十分に行う - 噴霧は絶対にしない - 児童生徒等には扱わせない	パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用法」参照（別添資料11）	- 酸性の製品やその他の製品と混合や併用しない - 換気を十分に行う - 直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

- ※1 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。
「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ※2 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
・別添資料9「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト(2021年10月31日版)」
(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>))
- ※3 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所
- ・間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件(3つの密(密閉、密集、密接))が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けること(ゼロ密)が望ましいとされます。



(1) 「密閉」の回避(換気の徹底)

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、

数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談します。

①常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられます。また、廊下の窓も開けることも必要です。

②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開にしましょう。

③窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

④体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

⑤エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコンを使用する時においても換気は必要です。

⑥換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気(①又は②を参照)と併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

⑦冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあります。

すので、徹底して換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合には 30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします）。

イ) 室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応しましょう。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効です。

ロ) 地域の気候条件に応じた換気方法

換気の方法については、地域の気候等に応じた方法がある場合があります。北海道では寒冷地の気候を踏まえた換気の方法を作成しています（別添資料 1 4）。それぞれの気候条件に応じて、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師等に相談してください。

ハ) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安として CO₂ モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられます¹⁹。学校環境衛生基準では、1500ppm を基準としています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm 以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

¹⁹ 経済産業省及び産業用ガス検知警報器工業会により「二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン」が策定されていますので、参考としつつ、具体的な機器の選定に当たっては適宜学校薬剤師と相談するなどしてください。

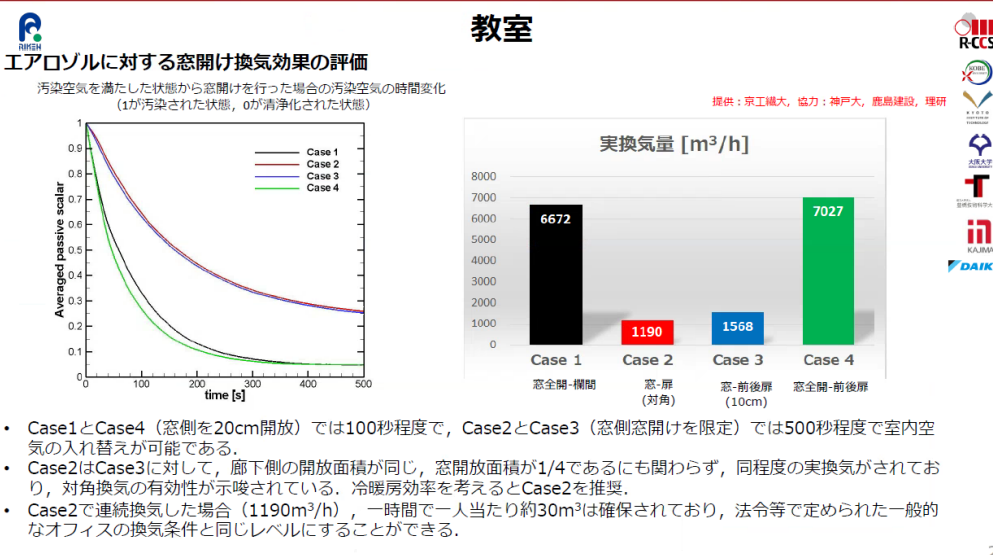
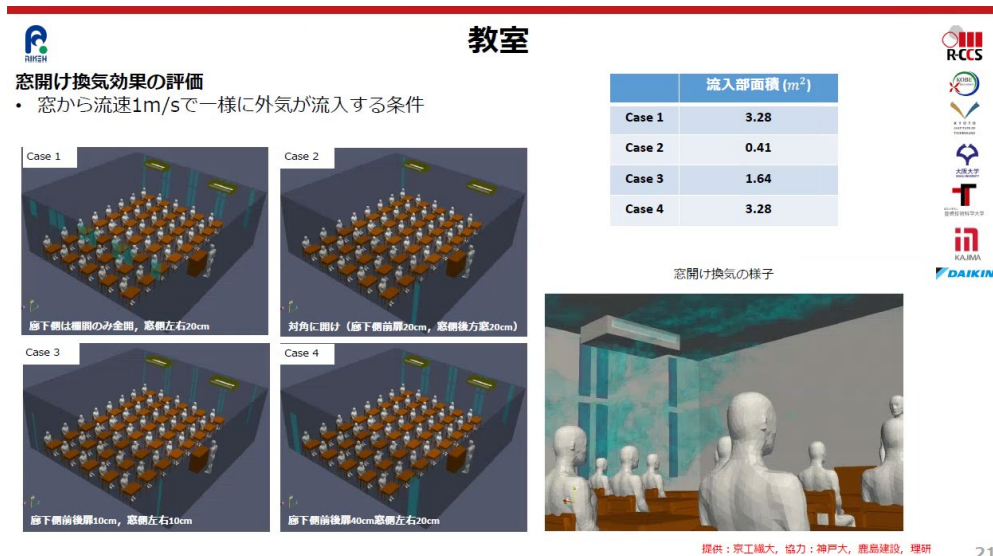
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#10r>

(参考) 学校の教室における窓開け換気効率の評価²⁰

(スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション)

公立学校モデル（生徒 40 人、教室 8m×8m、エアコン使用時）を対象に、エアロゾル感染のリスク評価を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- ・短時間で換気を行う場合（30 分に一回などの換気を想定）には、扉や窓を広く開けることが短時間での換気に有効（モデル例の設定条件下では、各窓左右 20 cm 開放かつ廊下側欄間全開（または前後扉 40 cm 開放）で、100 秒程度で室内空気の入れ替えができた）。
- ・他方、常時換気を行う場合には、扉や窓を狭く開けたとしても、廊下側と窓側を対角に開ける方法をとることにより、効率よく換気ができる（モデル例の設定条件下では、廊下側・窓側とも 20cm 程度の開放で、法令等で求められる一般的なオフィスの換気レベルを満たすことができる）。



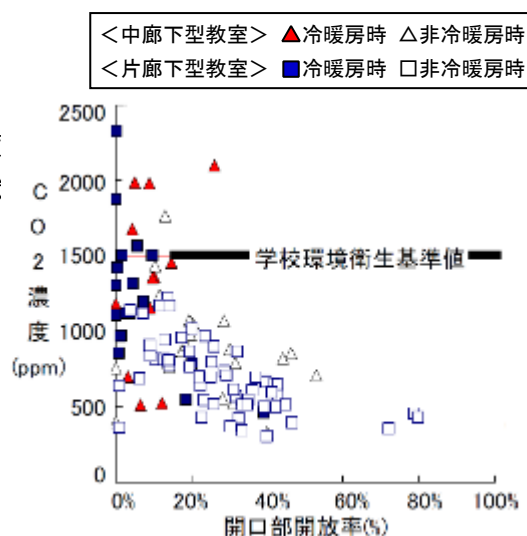
²⁰ 令和2年8月24日発表「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」（課題代表者 理化学研究所/神戸大学 坪倉誠）

（参考）学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（CO₂）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が10%以下になると、CO₂濃度が学校環境衛生基準で規定している1500ppmを超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－（日本建築学会、2015年3月）



（２）「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ２メートル（最低１メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「３つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「３つの密」を避ける必要性も高まるため、レベル３の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル１及びレベル２の地域では、施設等の制約から１メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「３つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル３地域】

児童生徒の間隔を可能な限り２メートル（最低１メートル）確保するように座席を配置します。

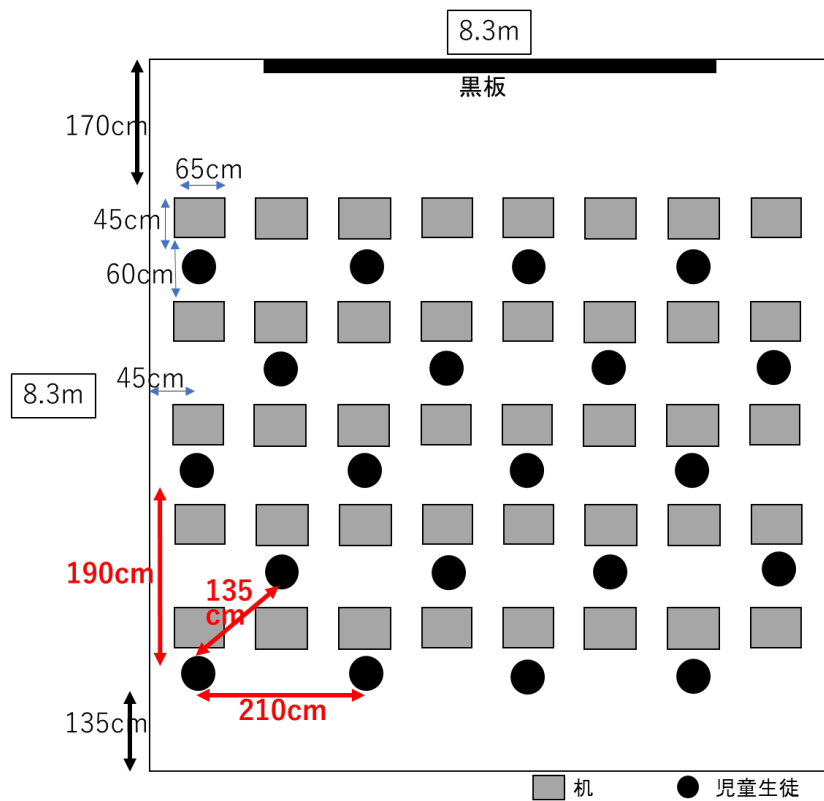
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を２つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル1地域・レベル2地域】

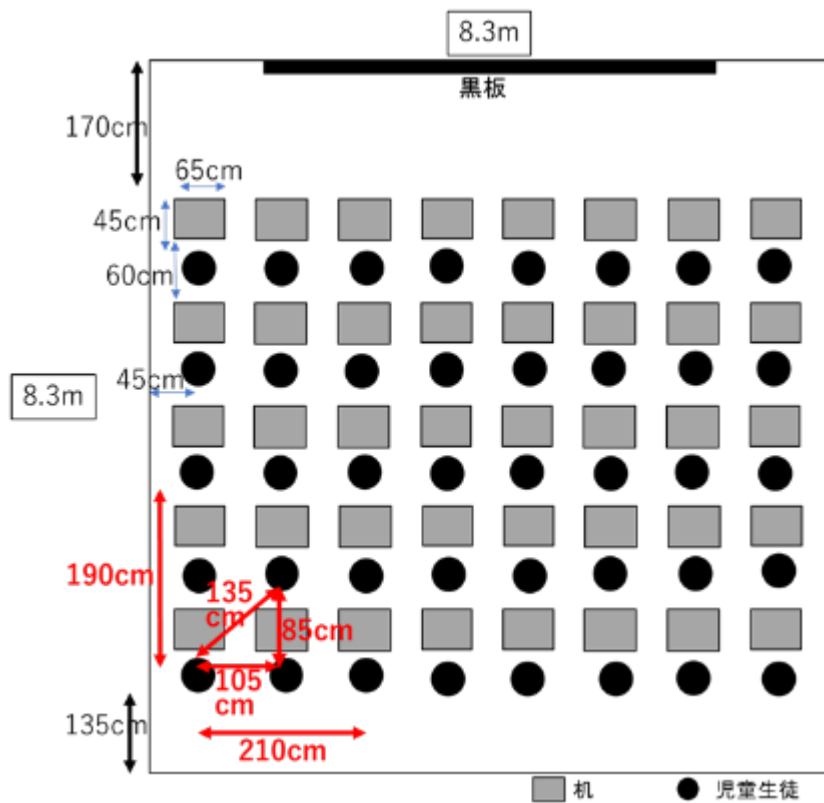
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようにお願いします。

(参考) レベル 3 地域 (1 クラス 20 人の例)



(参考) レベル 1・2 地域 (1 クラス 40 人の例)

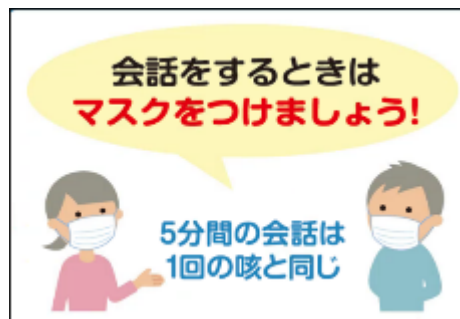


(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。



1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

2) 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)²¹が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。(暑さ指数(WBGT)は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp> で提供)

※夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです²²が、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 9. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。配慮事

²¹ 暑さ指数(WBGT)とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標で、熱中症の発生と関連しています。

²² 別添資料6(「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知))参照

項等については別添資料 2（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和 2 年 5 月 21 日））を参照してください。

なお、幼児のマスク着用については、「第 5 章 幼稚園において特に留意すべき事項について」の内容に十分留意してください。

（参考）透明マスクの活用について

幼児児童生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が考えられます。

（参考）フェイスシールド・マウスシールドについて

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。（フェイスシールドはもともマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものであり、新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要とされています。）²³

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合であって、透明マスクの確保等が困難な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離をとりながら行います。

（参考）正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

²³ 「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和 2 年 10 月 23 日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf



やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなのできること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

（参考）マスクの素材について

マスクの素材等によってマスクの効果には違いが生まれます。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされており²⁴、不織布マスクが推奨されています²⁵。こうしたことを保護者に適宜情報提供することも考えられます。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

- ・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索してください。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

²⁴ 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」「問 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1

²⁵ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/kihon_r_040317.pdf

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮します。

その際、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）（令和2年12月9日付け事務連絡）」²⁶を参考にしてください。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等²⁷（以下「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入を行うようにしてください（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

なお、障害のある幼児児童生徒への指導等を行う際の考え方については、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組

²⁶ https://www.mext.go.jp/content/20201209-mxt_tokubetu01-000007449_01.pdf

²⁷ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

(令和2年6月19日版)」²⁸も御参照ください。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患²⁹がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能です。また、校長が「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられます。（「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について判断することとなります。）その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮してください。

5. 新型コロナワクチンと学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われています。

令和4年3月現在において、5歳～11歳の児童等は1・2回目接種まで、12歳以上の児童生徒及び教職員は3回目接種まで受けることができます。特に、教職員の安全を確保するとともに教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることは重要です。新型コロナワクチンを接種することで、接種した人の発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されていますが、その効果は100%ではないため、引き続き感染予防対策は継続する必要があるとされています³⁰。

²⁸ 「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和2年6月19日版）」 https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

²⁹ 基礎疾患の具体例については、脚注26を参照。

³⁰ 新型コロナワクチンQ & A（厚生労働省） <https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていません³¹。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要です。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようする必要があります。もしくは、検査の結果を活用することも考えられます。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性があります。そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する必要があります。

6. 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症 2 日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取ります（第 4 章 2. ②参照）。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります（第 2 章 2.（1）①参照）。感染がまん延している地域（レベル 2 や 3 の感染状況の段階である地域）においては、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ることができます（第 2 章 2.（1）①参照）。

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十

³¹ ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部）において、学校等の活動については、ワクチン・検査パッケージは適用しないこととされています。（ワクチン・検査パッケージとは、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの。）

分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのな
いよう、第4章5. に記載の必要な措置を講じること等にも配慮します。

②出席停止の措置を取る必要がない場合等

①以外の、例えば、新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居してい
る場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控え
ることを求める必要はなく、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等から
は慎重に検討する必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症の対策や
治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医
学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為
であり、不適切であることに注意してください。

③①のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
(第2章4.(1) 参照) 及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあ
った児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増え
ている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があっ
て、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合(第
2章4.(2) 参照) には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すこと
ができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」
として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしな
いことも可能です(幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載)。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等について、政府の水際対策の取
組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の
時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構
いません。

このほか、義務教育段階における登校の取扱いについては、「義務教育段階
における登校の取扱いに関するフローチャート³²」もご参照ください。

³² 「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#a004

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	・ 感染が判明した者 ・ 感染者の濃厚接触者に特定された者 ・ 学校で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等 ・ 発熱や咳等の症状がみられる者 ・ (レベル2や3の地域において、地域の実情に応じ)同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

国立成育医療研究センターが令和3年12月に行った「コロナ×こどもアンケート」第7回調査報告³³によれば、小学校4年生以上の16%の子供に中程度以上のうつ症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題となっています。

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面から

³³ 「コロナ×こどもアンケート」第7回調査報告(令和4年3月23日公表)
(https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/finreport_07_oth.html)

の支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応してください。³⁴また、新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や SNS 相談窓口等）を適宜周知してください³⁵。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮してください。

その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも考えられます。³⁶

8. 教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、飛沫を飛ばさないようマスクを着用するなど感染症対策に取り組みます。また、毎朝の検温や症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、発熱や咳等の症状が見られる場合は、自宅で休養します。

また、教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要です。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状態等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効です。

さらに、教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に未診断の発熱等の症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、

³⁴ 「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（令和2年5月27日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）も参照。（https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf）

³⁵ 公益社団法人日本小児保健協会においては「コロナ禍でのこどものこころのケアに対するメッセージ」として児童生徒、保護者、教員向けのメッセージを作成し、公表する取組をしています。
<https://www.jschild.or.jp/archives/3410/>

³⁶ 「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について（通知）」（令和2年6月26日付け初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長・健康教育・食育課長通知）も参照。（https://www.mext.go.jp/content/20200630-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf）

また、「こころの耳」（<https://kokoro.mhlw.go.jp/>）では、働く人を対象にストレスセルフチェックができるほか、相談窓口の案内もしている。そのほか、公立学校の教職員は公立学校共済組合、私立学校の教職員は日本私立学校振興・共済事業団でメンタルヘルス相談などの事業が用意されている。さらに、（一財）地方公務員安全衛生推進協会によるメンタルヘルス対策サポート推進事業の活用も考えられる。

必要な規程等を定めることが考えられるとともに、ICTを活用したテレワークの実施については、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和4年4月1日）³⁷を参照してください。

なお、文部科学省において、事例集³⁸も作成しています。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

9. 有効な感染症対策事例の把握

国内において新型コロナウイルス感染症が最初に確認されてから相当の期間が経過し、学校における感染症対策についても、それぞれの学校及び地域の実情を踏まえた様々な実践が積み重ねられてきており、それらを参考にすることも有効です。

公益財団法人日本学校保健会においては、新型コロナウイルス感染症対策に関する全国の学校や地域における好事例や参考情報等を集めた「学校における感染症対策 実践事例集」を作成しています³⁹ので、参考としてください。

³⁷ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」（令和4年4月1日付け文部科学事務次官通知）5（1）①「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICT等の活用による学習指導等」を参照

https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

³⁸ 小中高等学校におけるICTを活用した学習の取組事例について（令和2年5月文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課）

https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

³⁹ <https://www.gakkohoken.jp/books/archives/258>

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行ってください。

また、緊急事態宣言の対象区域に属する地域でも、運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ありませんが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。

【レベル2 地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル1 地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2 地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとすること。
- ・ 水泳については、別添資料3の事務連絡（「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和3年4月9日））を参照すること。その際、プール内やプールサイドでの児童生徒の間隔については、必ずしも常時「2m以上」ということではなく、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（第1章4.参照）で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応すること。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・ 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにするなど、別添資料16「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日）を踏まえて行うこと。
- ・ 特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。

2. 儀式的行事⁴⁰

入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応します。

⁴⁰ この他、新型コロナウイルス感染症に対応した学校行事の実施に関する留意事項については、文部科学省ホームページにQ&Aを示していますので、御参考としてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html#q7

＜基本的な感染症対策＞

- ・発熱や咳等の症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など
- ・会場の椅子の間隔を空けるなど参加者間の身体的距離の確保

＜開催方式の工夫の例＞

- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）
- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）
- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）

なお、卒業式等の終了後に保護者や教職員等が参加するいわゆる謝恩会等の懇親の機会が設けられることも想定されますが、そうしたことに关しては、必要に応じて主催者に対し、飲食について地域において求められている感染症対策について留意を促すことも検討します。

3. 修学旅行等における感染症対策

修学旅行における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」⁴¹等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください。

その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にしてください。

4. 部活動

地域の感染状況に応じて以下のとおり取り組みます。

⁴¹ 一般社団法人日本旅行業協会 HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」参照
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めてください。また、部活動終了後に、生徒同士で食事することを控えるよう特に指導を徹底してください。この際、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家が取りまとめた、別添資料17「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」も参照してください。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

（全体を通じての留意事項）

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱や咳等の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注

意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・ 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・ 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。
- ・ 長期休業期間においては、地域の感染状況に応じ、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、例えば午前と午後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用する、または、社会体育施設等を活用するなど、地域の実情に応じた工夫を検討すること。

以上のほか、別添資料 1 5 「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和 2 年 9 月 3 日）

を参照すること。

5. 給食等の食事をとる場面

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例⁴²などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫してください。食事後の歓談時には必ずマスクを着用します。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮することが大切です。⁴³

【レベル3地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄

⁴² 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日付け事務連絡）

⁴³ 給食後の歯磨きに係る留意事項については、（公社）日本学校歯科医会がポスターを作成しているため、適宜参照してください。

<https://www.nichigakushi.or.jp/news/corona2.html>

養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていませんが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられます。

【レベル2 地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル1 地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

6. 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」⁴⁴（令和2年5月14日策定）が作成されていますので、参考にしてください。

7. 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

⁴⁴ <https://www.j-sla.or.jp/info-guideline.html>

8. 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル3地域・レベル2地域】

トイレ休憩については、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは控えるよう指導します。

9. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・ また、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。
- ・ 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時

間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 地域の感染状況に応じ、多くの利用者が触れるドアノブ等を適宜消毒すること

10. 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるため、毎学年、6月30日までに実施する必要があります。

ただし、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合は、令和4年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施してください（別添資料4参照）。

健康診断の実施に当たっては、感染症対策の観点で、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ2m程度（最低1m）の間隔をあけること
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、

共通理解を図っておくことが重要です。

11. 子供の居場所における対策との連携

放課後児童クラブ・デイサービス等の子供の居場所において感染対策が講じられることも重要であり、例えば、学校における感染者の発生状況や学校において講じている感染症対策に関する情報を共有するなど、それらの運営主体等と連携を図ることも重要です。

また、特に長期休業期間においては、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、福祉部局と積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等の活用を推進することが考えられます。この場合、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要です。

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 衛生主管部局との連携

(1) 地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされています。これを踏まえ、学校設置者は、感染拡大前から都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」⁴⁵（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。下記の（参考）や次頁を参照していただき、未加入の学校設置者におかれては、ぜひ加入するようお願いします。

（参考）「学校等欠席者・感染症情報システム」について

「学校等欠席者・感染症情報システム」は、新型コロナウイルス感染症に限らず、子供たちを様々な感染症から守るリアルタイムサーベイランスシステムです。学校において子供たちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関が情報を共有できるシステムで、早期の感染症対策に役立てることができます。

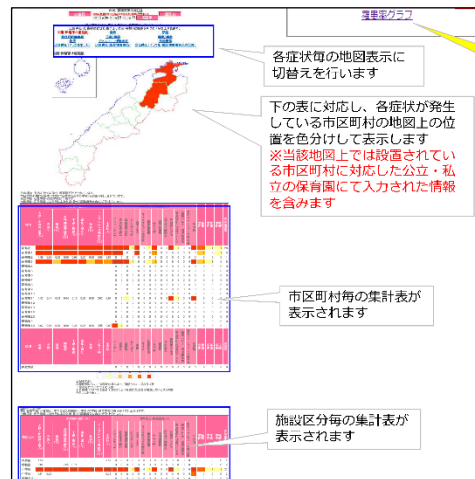


⁴⁵ （公財）日本学校保健会が運営。 https://scl11.953862.net/schoolkoukai/view_all.php

「学校等欠席者・感染症情報システム」のメリット

メリット① 早期探知

- ・ 感染症による欠席者情報を日々入力してデータ化することで感染症の流行を早期に発見することができます。
- ・ これらの情報が地図上で色分けされて表示され、教育委員会や学校、保健所において、周辺地域の学校の臨時休業や出席停止等の状況をリアルタイムに把握することができます。



メリット② 情報共有

((公財) 日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システム実習資料」より抜粋)

- ・ 登録された関係者メールアドレスに欠席者急増時、学級閉鎖等発生時にアラートメールが送信され、教育委員会・保健所・学校医等の関係機関が感染症の発生状況をリアルタイムに把握して、情報を共有することができます。

メリット③ 省力化

- ・ 出席停止報告、出席停止月報、臨時休業報告の届け出書類をオンラインで送付することができ、ペーパーレスと担当者の負担軽減に役立ちます。
- ・ 校務支援システムに入力した欠席情報との重複入力を避けるため、校務支援システムから本システムにデータを転送する仕組みについても検討中です。

メリット④ データ活用

- ・ 入力データが保存されるので、集計表やグラフを作成して感染症対策に活用できます。

※ (公財) 日本学校保健会が申込みを受け付けております。施設単位ではなく、地方自治体の主管課がとりまとめて申し込んでください。(利用料は無料)

<https://www.gakkohoken.jp/system-information/archives/17>

（２）地域の保健所等による積極的疫学調査の方針の確認

学校を含め地域において新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合、保健所等は濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を実施することが基本となりますが、感染拡大時には重症化リスクの高い方々が多く入所・入院する施設に重点化して対応されることなどがあります。特に、オミクロン株が感染の主流である間は、同株の特徴を踏まえ、地域の実情に応じ、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方々が多く入所・入院する施設を対象に集中的に実施することとされています⁴⁶。

こうしたことを踏まえ、各学校や学校設置者におかれては、まず、感染状況に応じた当該学校に関する地域の自治体の取扱いを確認することが重要です。

２．学校において感染者等が発生した場合の対応について

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可

⁴⁶ 「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」（令和 4 年 3 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）参照

能期間（発症 2 日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、濃厚接触者として待機を求められている期間とします。学校で感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等の出席停止の期間は、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断します。

感染者や濃厚接触者等が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。なお、認定こども園、幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校において、幼児児童に必要な教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった教職員が、待機期間中においても、一定の条件の下、出勤を可能とする取扱いも認められています⁴⁷。

なお、感染者や濃厚接触者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はありません⁴⁸。

③校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにします。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいのこととも言われており⁴⁹、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなど

⁴⁷ 「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 4 年 3 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

⁴⁸ 一般企業に関しても、「新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません」とされており、これと同様の取扱いとなります。

（参考）新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q10-7

⁴⁹ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力

の処置も考えられます。

消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒します。

3. 臨時休業の判断について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要です。

また、令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、長期にわたり臨時休業措置がとられたことで、学校が、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。さらに、当該期間において、特に社会経済的立場の弱い子供ほど学習面でより負の影響を受けた可能性が示唆されています⁵⁰。

一方、感染状況が厳しい状態が続く場合には、保護者や地域の方々などから、感染不安などを理由として学校の臨時休業を求める声もあります。こうした中でも、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、医療従事者をはじめとした幼児児童の保護者の就労への影響等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があります。

なお、学校の臨時休業は、地域の感染状況を踏まえて、学校設置者が、学校の状況を見て機動的に判断するものですが、学校全体の臨時休業とする前に、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、例えば時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むことが重要です。また、特に配慮を要する児童生徒など一部の者については登校させる対応、進路の指導の配慮が必要な最終学年や教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年など特定の学年のみ登校させる方法、同一の学校設置者においても社会

をもつと言われています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1
「新型コロナウイルスについて 問1」より)

⁵⁰ 令和4年1月14日 中央教育審議会初等中等教育分科会 東京大学大学院中村教授・早稲田大学松岡准教授・オックスフォード大学荻谷教授発表資料

https://www.mext.go.jp/content/20220119-mxt_syoto02-000019968-6.pdf

経済的事情その他の学校・地域の特性を踏まえて個別の対応を行う方法等の工夫について検討します。

（１）学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について判断します。臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。

学校において感染が確認された場合の対応については、別途「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」⁵¹を作成していますので、このオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項⁵²も併せ、確認してください。

＜新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の臨時休業の実施状況(令和 4 年 1 月 1 日～2 月 28 日)＞

※公益財団法人日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力があった幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のデータを集計。

※臨時休業の開始日が令和 4 年 1 月 1 日から 2 月 28 日に含まれるものを集計。

※新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の臨時休業を集計しており、教育委員会等の指示や濃厚接触者を理由とするものは除いている。

●のべ休業件数：	19,970 件	
		学校閉鎖 1,881 件 (9.4%)
		学年閉鎖 3,792 件 (19.0%)
		学級閉鎖 14,297 件 (71.6%)

⁵¹ 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」（令和 4 年 1 月 12 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220113-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

⁵² 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応 した運用に当たっての留意事項について（更新）（令和 4 年 3 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

●平均休業日数（1件当たり。土日、国民の祝日を除く。）

：	2.5 日	┌	学校閉鎖：	2.5 日
			学年閉鎖：	2.3 日
			学級閉鎖：	2.5 日

（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の可否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル３の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル１及びレベル２の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第３２条第１項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法第２４条第９項に基づく施設の使用の制限や停止を求め、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第４５条第２項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第２４条第７項等に基づき必要な措置を講ずることの要請をできるようになります。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、事実上の臨時休業の協力要請を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。

< 通常の場合 >

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。



【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合



学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等（濃厚接触者がいる場合）
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

＜保健所等による積極的疫学調査を補助する場合＞

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【保健所業務の補助】

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。

設置者は上記リストを保健所へ提供。

上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校教育活動を継続

※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
(濃厚接触者がいる場合)

※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置

※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校保健安全法第 20 条
に基づき、学校の全部又は
一部の臨時休業

＜保健所等による積極的疫学調査が実施されない場合＞

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等（会話の際にマスクを着用しないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等がいる場合）
- ※該当者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※該当者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（概要） ～濃厚接触者等の特定について～

※令和3年8月27日に示したガイドラインの内容に令和4年3月17日に示した留意事項の内容を反映

- 保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校（※1）については、特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はない。
（※1）中学校や高等学校等。具体的には自治体毎に判断される。
- 保健所等が行う濃厚接触者等の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合は、以下の考え方を参考に作成。

【濃厚接触者の候補】

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※2）で、感染児童生徒等と15分以上の接触があった者
（※2）必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【感染者周辺の検査対象者の候補】

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同じ部活に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同じ寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象とすることが考えられる。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（概要） ～出席停止の措置及び臨時休業の判断について～

※令和3年8月27日に示したガイドラインの内容に令和4年3月17日に示した留意事項の内容を反映

【初期対応】

- 保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段初期対応としての臨時休業を行う必要はない。
- 濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）、臨時休業を行うことが考えられる。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
→保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段考慮する必要なし
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）
（その場合においても、当該学級について、①保健所等による積極的疫学調査等が実施されない場合においては未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、②保健所等による積極的疫学調査等が実施される場合においては未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。）

【学年閉鎖及び学校全体の臨時休業】

- 感染が広がっている可能性が高い場合、複数の学級を閉鎖する場合は学年閉鎖を、複数の学年を閉鎖する場合は学校全体の臨時休業を実施する。

【積極的疫学調査の実施が遅延した場合等の学校再開】

- 学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。

4. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するＩＣＴの活用等による学習指導について

非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要です。

その上で、非常時において、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要です。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められます。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ＩＣＴ端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ＩＣＴ端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要です。

学習指導に当たっては、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要です。具体的には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ＩＣＴ環境を活用したりして指導することが重要です。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられます。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにしてください。さらに、課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意してください。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ＩＣＴ環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要です。

以上のほか、詳細については、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）⁵³及び「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和4年4月1日）⁵⁴、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について（事務連絡）」（令和4年1月12日）⁵⁵を参照してください。

※学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体（SARTRAS）に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することができます（授業目的公衆送信補償金制度）。

5. 地域住民や保護者等への情報提供について

学校において感染者が発生した場合、また、学校の臨時休業を行う場合、地域住民や保護者等へ情報提供することが考えられます。一方、その場合には十分に感染者等の個人情報保護に配慮するとともに、そうした情報が差別や偏見につながらないように慎重に対応する必要があります。

いずれにせよ、地域住民や保護者等への情報提供については地域の実情に応じて判断する必要がありますが、情報提供の目的や対象、情報提供の内容等について基本的な考え方を整理すると以下のとおり考えられます。

①学校設置者等による地域住民等への情報提供

学校において感染者が発生した場合、地方自治体等がその設置する施設の管理状況に関する説明という観点から、地域住民等に対して情報提供することが考えられます。この場合、地方自治体全体としての方針を踏まえる必要があります。差別や偏見等を防止する観点から、学校が特定しうる情報まで提供するかについては慎重に判断する必要があります。

感染者が発生していない学校の臨時休業については、その必要性、期間、期間中に講じる学習支援の取組等について丁寧に説明することが重要です。

②学校による保護者等への情報提供

学校において感染者が発生した場合、保護者等はそうしたことに深い

⁵³ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01194.html

⁵⁴ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」（令和4年4月1日付け文部科学事務次官通知）別添1を参照。
https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

⁵⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_99901.html

関心を有するものであり、保護者等に対して必要な情報を提供することは重要です。

1) 感染者が発生した学級等への情報提供

感染者が発生した学級等に係る保護者等へは、適切な健康観察を促すことと学級等の運営状況に関する説明という観点から、以下のような情報を提供することが考えられます。

- ・感染者の発生状況（確認された感染者数、感染者の登校状況等）
- ・臨時休業の実施予定
- ・臨時休業時の学習支援の方針 等

なお、個人情報の保護、特に差別や偏見等を防止する観点から、感染者を特定しうる情報まで提供するかについては慎重に判断する必要があります。ただし、感染者と特に感染リスクの高い行動を共にした者を明らかにするなどのために、保護者等の理解を得た上で、必要最小限の範囲で知らせることは考えられます。

2) 感染者が発生していない学級や学年等への情報提供

感染者が発生していない学級や学年等に係る保護者等に対しても、学校の運営状況に関する説明という観点から、個人情報の保護、差別や偏見等の防止の観点に留意しつつ、1) に準じて情報を提供することが考えられます。

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

- ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。⁵⁶
- ・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

等の配慮等が考えられます。

2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

- ・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- ・幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- ・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。

⁵⁶ 厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」「問 就学前の子どものマスクの着用について、どのようにしたらいいですか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q6-

3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。
4. 幼稚園の臨時休業を行う場合、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえて対応する必要があります。感染拡大防止のための対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施するなど、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組みを検討します。
5. その他、各幼稚園等から提供いただいた新型コロナウイルス感染症への対応に関連した取組事例集⁵⁷をホームページに公表していますので、参照してください。

⁵⁷ 「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」
https://www.mext.go.jp/content/20200512-mxt_youji-000005336_002.pdf
「幼稚園等再開後の取組事例集」
https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt_youji-000005336_1.pdf

第6章 寮や寄宿舎における感染症対策

寮や寄宿舎は児童生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。学校の設置者及び寮、寄宿舎の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

1. 居室における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
- ・ 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。

2. 共用スペースにおける感染対策

(基本的な考え方)

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する。
- ・ 換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。
- ・ 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにする。
- ・ 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討する。

1) 食堂

- ・ 食堂の使用前後に手洗いを行う。
- ・ 食卓は座席の間隔をあける。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・ 向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・ 大声での会話を控えるように指導する。
- ・ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意する。

①料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと

②マスクを着用すること

③料理のそばでは会話を控えること

- ・ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

2) 浴室

- ・ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・ 浴槽の使用自体にリスクはないと考えられるため、使用自体を制限する必要はない。
- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

3) トイレ

- ・ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用としない。個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
- ・ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

4) その他

- ・ その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行うようにする。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられる。
- ・ 清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにする。

3. その他の平時の対策

- ・ 管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・ 手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上(入手困難な場合は60%以上)を使用する。
- ・ 物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方

法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。

- ・ リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行う。

4. 感染者や濃厚接触者等が発生した時の対応

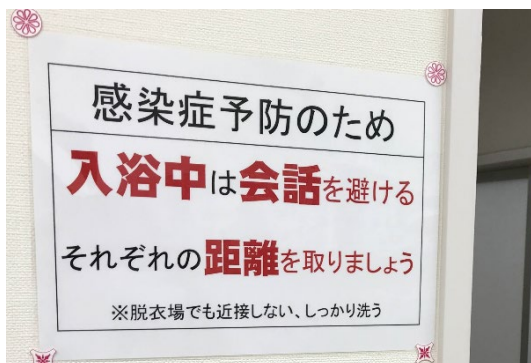
感染者や濃厚接触者等（感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等を含む）、発熱や体調不良がある者が寮、寄宿舎内で発生した場合、「3. その他の平時の対策」に加え、以下の対応を行う。

- ・ 自宅療養となった感染者は、可能であれば自宅に帰ることを検討する。それが困難な場合、居室（基本的に個室）に隔離する。
- ・ 濃厚接触者等、発熱や体調不良がある者は居室内（可能なら個室）に隔離する。
- ・ 個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・ できる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、使用前後に当該物品の消毒を行う。
- ・ 感染者と同室である者については、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策として速やかに濃厚接触者等に準じた対応をとる。
- ・ 上記の対応については、感染者にあつては療養解除の基準を満たすまで、濃厚接触者にあつては待機を求められている期間が経過するまで、感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等にあつては、濃厚接触者の取扱いを参考にして管理者が定める期間まで継続する。
- ・ 発熱等の症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、症状軽快後3日程度を経過するまでは、感染症対策を一層徹底する。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談する。

(参考) 寮における感染症対策例



食堂のテーブル（パーティション設置）



入浴時の注意喚起



食事の注意喚起



脱衣所（奥にサーキュレーター）

＜本マニュアルに関する連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918、2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科等の指導に関すること

・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)

・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)

・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)

文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)

・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について

初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○子供の居場所における対策との連携に関すること

総合教育政策局地域学習推進課(内3260)

(うち放課後等デイサービスとの連携に関すること)

初等中等教育局特別支援教育課(内3193)

(うち財産処分手続に関すること)

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課(内2464)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

(職名は令和4年3月現在)

(五十音順)

市川 裕二	東京都立あきる野学園校長、全国特別支援学校長会会長
大字 弘一郎	東京都世田谷区下北沢小学校長、全国連合小学校長会会長
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長 (新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード メンバー) (新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員)
清水 敬介	公益社団法人日本PTA 全国協議会会長
杉本 悦郎	東京都立小金井北高等学校校長、全国高等学校長協会会長
藤田 裕司	東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
宮澤 一則	板橋区立中台中学校校長、全日本中学校長会会長
吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長
吉田 正樹	東京慈恵会医科大学感染症制御科教授 (新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード メンバー)
渡辺 弘司	日本医師会常任理事、公益財団法人日本学校保健会副会長
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授

また、次の方に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。

菖蒲川 由郷	新潟大学大学院医歯学総合研究科 十日町いきいきエイジング講座・特任教授
--------	--